

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から同年9月まで

私の母親が、平成2年頃、私の国民年金の加入手続を市役所の出張所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた平成2年頃に、私が母親に、昭和63年分からの2年分の保険料として20万円前後を渡し、母親が、市役所の出張所又は郵便局で当該期間を含む私の過去の保険料を遡って一括して納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が母親に昭和63年分からの2年分の国民年金保険料として20万円前後を渡し、母親が市役所の出張所又は郵便局で納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の被保険者資格取得の処理日から、平成2年8月と推認でき、その時点において、申立期間は保険料を遡及して納付することができる期間である。

また、申立人は、母親に渡し、納付してもらった国民年金保険料額は、20万円前後であったと述べているところ、オンライン記録において納付済みとなっている過年度納付期間及び加入した時点で納付する必要のある現年度納付期間の保険料と申立期間の保険料を一括して納付した場合に必要な金額は、20万7,300円となり、申立人の主張する金額とおおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を

納付していたとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った頃に、確かに、昭和 63 年分からの 2 年分の保険料として 20 万円前後を申立人から預かり、市役所（出張所）又は郵便局で遡って納付したと証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、前納を行っている期間も確認できる上、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社C事業所から同社D事業所へ転勤したが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同社から提出された社員台帳及び給与台帳並びに雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（平成6年4月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与台帳の給与支給額及び保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は申立人のA社C事業所における資格喪失日を平成6年4月1日で届出すべきところ、誤って同年3月31日で届出を行ったと回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間において被保険者期間となっていないが、私が所持しているA社の辞令によると継続して勤務していたことになっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の辞令、C社（現在は、D社）の社員名簿（労働者名簿）、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについて、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8719

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年7月20日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日

私は、平成17年10月1日から18年8月31日までの期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、事業主から提出された申立人の給与台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていたことが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して当該期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する預金通帳から、平成 17 年 12 月 20 日に A 社から 2 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人の振込額から判断すると、当該支給分は、賞与ではなく寸志である。正社員としての勤務期間の短い者は、賞与支給日に低額の寸志を支給することがあった。しかし、当該寸志からは厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、事業主は、「平成 18 年より前の賃金台帳等は保管していない。」と回答している上、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月30日から3年1月1日まで
A社及びグループ会社のB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、平成2年12月30日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、3年1月1日にB社において同資格を取得していることが確認できる同僚が所持するA社の給与明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年11月のオンライン記録から26万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、平成2年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は、適用事業所としての記録が無い。

しかし、商業登記簿謄本により、A社は、申立期間においても法人の事

業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に照会したものの、回答が無いが、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7153（事案 6381 及び 6766 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から57年12月まで

私は、昭和50年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、44年8月から50年3月までの国民年金保険料を、同区役所の窓口で、2回に分けて納付した。その金額は、総額7万円ぐらいだった。同年4月以降の保険料は、最初は金融機関の集金人に頼んで、その後、納付書により納付していた。

私は、昭和57年12月頃、A社会保険事務所（当時）に出向いたとき、それまで私の名前の振り仮名が「B」と間違えて登録されていたことが分かり、その場で正しい振り仮名「C」に訂正されたことを思い出した。したがって、同じ時期に加入手続を行った妻に付与された国民年金手帳記号番号の近くに、振り仮名を間違えて登録された私の手帳記号番号があるはずであり、それにより年金記録を回復してほしい。

私は、これまで年金記録確認D地方第三者委員会（当時）に2回の申立てを行い、申立期間に係る記録訂正についてはいずれも認められなかったが、今回は、申立期間当時、税務関係の仕事を依頼していた知人が証言してくれることになったので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで2回にわたり年金記録確認D地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和60年2月と推認され、申立内容と一致しないこと、ii) 当該加入手続時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出され

ている形跡が見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年12月21日付け及び24年7月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出はなく、申立期間当時、申立人が税務関係の仕事を依頼していたとする知人からも、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるような証言を得ることができなかった。

また、口頭意見陳述においても、申立人からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す具体的な証言や新たな資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに年金記録確認D地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から住み込みで A 店に勤めており、同店の社長が私の国民年金の加入手続きを行い、36 年 4 月からの国民年金保険料は、給料からの天引きで、同社長が納付してくれていたと思う。37 年 10 月頃に同店を退職してからの保険料の納付については、はっきり憶^{おぼ}えていない。

私自身は国民年金の加入手続きを行ったことや、同手続きについて両親から聞いた記憶も無いが、もし、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたのであれば、父親が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたかもしれない。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月頃までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い当該期間の保険料を納付していたとする A 店の社長は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立期間のうち、同店を退職後の同年 10 月頃から 39 年 3 月までの保険料については、自身で保険料を納付していた記憶も無いことから、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、もし、父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたのであれば、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたかもしれないと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、申立人の両親と連番で払い出されていることが確認で

きるものの、同手帳記号番号に係るB町の被保険者名簿では、当該期間は未納と記録されている上、申立人自身、同手帳記号番号に係る加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立人の保険料を納付していたかもしれないとするその父親は既に他界しているため、当該期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人の主張のとおり、住み込み先のA店の社長が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 44 年 4 月まで

私は、昭和 37 年 4 月に隣人に勧められ、集金人に国民年金の加入手続をしてもらった。申立期間の国民年金保険料については、集金人に 2 か月ごとに納付していたが、納付金額の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月に集金人に国民年金の加入手続をしてもらったと主張しているが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は 49 年 5 月 1 日に任意加入手続を行っていることが確認でき、当該手続時点において、制度上、任意加入適用期間の未加入期間である申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間における申立人の手帳記号番号の払出しを確認することができない。

さらに、申立期間は、85 か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を、行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険高齡任意加入被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から18年10月27日まで
夫は、70歳を過ぎてからも、A社及びB社の代表取締役として勤務し、厚生年金保険の高齡任意加入被保険者となっていた。申立期間においてもA社又はB社のどちらかで高齡任意加入被保険者となっていたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の高齡任意加入被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は厚生年金保険に高齡任意加入被保険者となっていたはずであると申し立てている。

しかしながら、A社を管轄する年金事務所が保管する申立人の厚生年金保険高齡任意加入被保険者(船員以外)資格取得申出書(以下「高齡任意加入被保険者資格取得申出書」という。)の資格取得年月日は平成20年4月15日と記載され、オンライン記録と一致し、同事務所が保管する高齡任意加入被保険者受付経過簿の受付(受理)番号に欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、同事務所は、「申立人の申立期間に係る高齡任意加入被保険者資格取得申出書の受付は無い。」と回答している。

また、A社は、「申立人は、申立期間に当社で厚生年金保険に高齡任意加入していなかった。また、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答している。

一方、B社を管轄する年金事務所が保管する申立人の高齢任意加入被保険者資格取得申出書の受付年月日は平成18年10月27日收受と押印されている上、資格取得年月日は平成18年10月27日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、B社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の高齢任意加入の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無については、資料が無いため不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険高齢任意加入被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険高齢任意加入被保険者であったと認めることはできない。

なお、口頭意見陳述において、申立人の妻は、申立期間の始期に勤務していたA社が、高齢任意加入被保険者制度について教示しなかったのは不条理であり、同社の事務処理の妥当性について年金記録確認第三者委員会は調査・審議すべきである旨述べているところ、年金記録確認第三者委員会は、申立てに係る事業所内の事務処理の妥当性について調査・審議する機関ではない。

関東神奈川厚生年金 事案 8722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 18 年 1 月 31 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、退職日である同年 1 月 31 日が資格喪失日となっているため、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の申立人に係る平成 18 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、同社に係る申立期間の社会保険料を控除されていない上、申立人の平成 19 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書で確認できる 18 年分の社会保険料控除額は、申立人が同年に支払った国民年金保険料及び国民健康保険料並びに申立人が同年 4 月以降に勤務したB社が控除した社会保険料の合計額と一致する。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの回答が得られないことから、当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年3月28日から45年1月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月1日から同年4月15日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月28日から45年4月15日まで
厚生年金保険の記録では、私がA社に勤務していた期間が、被保険者期間となっていない。私は、昭和43年3月28日に同社に入社し、同社の本社と同じ場所にあった営業所で、B職として勤務していた。転職をするために45年4月に同社を退職した。申立期間に同社に勤務していたことに間違いがないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人に係る労働者名簿において、申立人の同社における在籍期間は、昭和41年2月17日から44年1月22日までの期間となっていることから、申立人は、申立期間のうち43年3月28日から44年1月22日までの期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第104条第1項により、厚生年金保険法による被保険者であった期間とみなされるのは、昭和45年1月1日以後の期間とされており、オンライン記録において、A社及び同社C支店は、同年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、上記のとおり、労働者名簿により、申立人は、昭和44年1月23日から45年4月15日までの期間はA社に勤務していなかったことが確認

できる。

さらに、A社は、「申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、既に同社を退職していることから、申立人に係る厚生年金保険の資格取得等の届出を行っておらず、保険料も給与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間のうち、昭和45年1月1日から同年4月15日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和43年3月28日から45年1月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできず、また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、同年1月1日から同年4月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から 43 年 12 月 1 日まで
② 昭和 45 年 5 月 2 日から同年 8 月 5 日まで

私は、申立期間①において、A社でB職として勤務し、申立期間②において、C社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、昭和 43 年 5 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似名称の厚生年金保険の適用事業所も見当たらない。

また、A社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、A社における当時の同僚の姓のみしか記憶していないため、同僚を特定することができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は適用事

業所となっていない。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、C社における当時の同僚の姓のみしか記憶していないため、同僚を特定することができず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月10日から33年2月20日まで
② 昭和33年4月1日から40年2月1日まで
年金記録を確認した際に、申立期間は脱退手当金として支給済みであることを知った。

脱退手当金の手続をした記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①及び②の87か月を対象期間とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃から 35 年 6 月 25 日まで
私の年金記録を確認したところ、高校卒業後にA社に入社し、勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、申立期間当時、A社には入社後数年間は研究生という制度があり、給与は無給又は若干のお小遣い程度であり、当該期間は厚生年金保険には加入していなかった旨述べているところ、当該同僚のうちの一人は、自身が入社したとする時期から数年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の子で、同社の後の代表取締役は、申立期間当時は自身が社長に就任する前のことで、申立人の勤務形態などの詳細や厚生年金保険料の控除については不明であり、当時の資料も残っていない旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 35 年 6 月 25 日と記載されており、申立人に係る同社の事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8727（事案 5151 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社でB職として勤務しながら、繁忙期にはC職を担当していた。申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との回答を得た。

当時、A社には、私の姓と同姓の同僚が複数いたことから、私は、同僚から、同社を紹介してくれた先生の姓（D）で呼ばれていたことと、共にC職として勤務していた同僚一人の名前を今回新たに思い出した。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができないこと、複数の同僚は申立人を記憶しておらず、申立人は厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していないことなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 2 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、Dという姓で同僚から呼ばれていたことを思い出したと述べているが、D姓の従業員が在籍していたことを記憶している同僚はおらず、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、D姓の被保険者は確認できない。

また、申立人がC職として一緒に勤務していたとする同僚は、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間について具体的に記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらは年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 9 月 11 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社及びB社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らなかった上、支給当時は入院中であり、脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日であり、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日でもある昭和 36 年 11 月 1 日及び同日前 2 年以内に資格喪失し（死亡による資格喪失者を除く。）、脱退手当金の受給要件を満たしている 13 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 12 人に脱退手当金が支給されており、これら全員の被保険者名簿には「脱」の表示が確認できる上、支給決定日が同一日であるものが 3 組確認でき、このうち、申立人と支給決定日が同日である同僚は、「脱退手当金は、事業所が一括手続をした。」と述べていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事

情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 8 月 1 日に A 社へ入社し、62 年 10 月 31 日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 11 月 1 日ではなく、同年 10 月 31 日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において、昭和 62 年 10 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録では、離職日が昭和 62 年 10 月 30 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立人と同日に A 社を退職したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日も、昭和 62 年 10 月 31 日となっている。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明である上、同社の社会保険事務を受託していたとする B 社は、当時の資料は保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月頃から同年 3 月頃まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所及び担当業務についての具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「A社の入社当初には試用期間があった。」と述べている上、同社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚も、「入社当時、同社には3か月間の試用期間があった。」と述べているところ、同社の申立期間当時の事業主は、「会社は昭和 55 年に倒産しており、事業に係る資料は全て廃棄してしまったが、当時、入社後3か月間は研修期間だったので、その期間は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述は得られない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。